

## 5年間の保健所長仕事の小考察

モリオ シンスケ  
森尾 眞介\*

**Key words** : 保健所, 監視指導業務, 健康危機管理, 市町村支援, 公衆衛生医師

この度、5年間勤務した保健所長を辞職することになった。この間、高知県土佐清水保健所および幡多保健所で勤務し、高知県西南部の暖かい風土や習慣に接した。辞職することになると、短い期間ではあったが自己の保健所業務の総括を行いたくなり、一文を上書することとした。

### I 保健所の役目

在職中、業務の中でその内容が理解し易く、効果を強く感じた定型的業務を3つ挙げると、(1)食品関係営業許可施設の監視指導、(2)環境衛生関係施設の監視指導、および(3)医療および薬事監視指導であった。中でも、(1)では2002年の第57回国民体育大会に向けての食中毒予防の活動、(2)では公衆浴場施設でのレジオネラ菌検査および事後指導、(3)では某診療所での無資格者による調剤行為の摘発および事後指導が印象に残った。

また、突発的事件に対応した業務では、(1)感染症集団発生への対応、(2)食中毒発生への対応、および(3)豪雨水害への対応で保健所の必要性を強く感じた。(1)では某保育園で出血性大腸菌感染症の集団発生があり、感染拡大の防止のため、担当職員は園児および家族の疫学調査、検便検査、およびその後の除菌指導を行った。(2)では某病院で食中毒が発生し、担当職員は原因の究明、給食施設の一時的閉鎖指導、および他医療機関からの給食供給体制の支援を行った。(3)では管轄地域の市町村で豪雨水害が起り、保健所職員全員が役割を分担し、被害地市町村職員と共同で住民の健康管理、避難所の衛生管理、地域の消毒等を行った。

もちろん、保健所ではこれら以外多くの有益な

業務が行われている。しかし、私の素人的な印象では、市町村で行う方が良いと思われる業務、効果評価やEBM (Evidence Based Medicine) の視点よりの検討がなく漠然と継続している業務も少なからず存在した。

### II 保健所職員の専門性

保健所職員の専門性を強く感じた業務を3つ挙げると、(1)結核登録患者およびその接触者に対する保健師の訪問指導、(2)精神保健での措置診察の必要性を判断するための保健師等による訪問、(3)食中毒事件での患者よりの食品衛生指導員等による聞き取り調査であった。これらの業務は専門的知識に加え、日常業務を通しての経験が必要とされることが理解できた。また、検査関係の業務は専門的な手技を必要とするものであるが、現在検査機能の多くは衛生研究所に移行している。

高知県では保健所技術職員に対して専門性を高めるため、頻回に研修会を開催している。しかし、職員間で専門知識および経験に大きな開きがあり、これらの平均値的な研修会が有効に機能しているとは思えなかった。多分、各職員の専門知識および経験に対応する学会等に参加する機会を与えるのが最も効果的であろう。向上心が強い職員は休暇を取り自費で全国レベルの学会等に参加していた。

しかしながら、保健所の技術職員で全国的な学会の会員である者は少ない。多くの職員は、人事異動による異なる業務の経験で専門性が十分維持できると考えているようであった。技術職員と話しても、自分達の活動が全国的にみるとどの程度であるかを考える職員は限られていた。学会での発表や意見交換、さらには学会誌への論文投稿は専門性を高める最良の方法だと考え、機会ある毎

\* 高知県幡多保健所  
連絡先: 〒787-0028 高知県中村市山手通19  
高知県幡多保健所 森尾眞介

にそう説明したがどこまで理解してくれたか疑問である。

### Ⅲ 保健所長医師論

高知県は保健所長医師不要論が強い県であると聞いている。在職中も保健所長医師論に関する議論があった。保健所が業務計画に従って業務を行うだけの機関ならば保健所長医師論は成立しないであろう。この場合、保健所長に求められるのは職員の管理指導能力である。保健所内をみても管理指導能力に長けた職員は医師以外にも多い。医師以外が保健所長になっても日常の管理指導は何ら問題がないだろう。

しかし、保健所が扱う業務の中には感染症の多発、食中毒の発生、また生活環境中の有害物質検出のように突発的イベントもある。このようなイベントでは即時の対策が要求される。県中枢部の判断を仰いでも、情報、経験、または知識不足からか、疑問を感じざるを得ない意見が返って来たこともあった。結局は保健所長の責任で対策を決定することが必要な場合もある。この時、ヒトの生命や健康に関する経験や知識が最も豊富な職種は医師であり、決定権を持つ所長は医師で公衆衛生分野の経験を持つ者が望ましい。

また、変な視点ではあるが、衛生行政では医師は強い責任感を持ち発言、行動ができる。当然のことであるが、行政組織では上からの命令には逆らうことはできない。保健所の職員多くは自分の態度を明確に表わすことなく、県中枢部からの意見には、それを検討することもなく従わざるを得ない。しかし、突発的イベントでもその態度が許されるであろうか。場合によれば、保健所長は職を賭けて対策を具申または実施することも必要であろう。医師以外の他職種に職を掛けることを要求するのは酷であろう。

### Ⅳ 今後の保健所の役目

私のように辞職する者がいろいろ言うのと、保健

所業務に骨を埋めようと思っている方々から、辞職せず自ら保健所の改善に努めるべきだと反論が出そうである。しかし、それを承知で私の意見を聞いてくれる方々もいると思い、今後の保健所の役目を述べてみる。

今後重要となる業務は、健康（食品を含む）関係の監視指導、健康危機管理、および市町村への技術援助であろう。現在、医療機関、薬事関係施設、および食品営業施設等への監視指導が行われている。しかし、その監視実施率は100パーセントには遠く、監視できた施設の中で毎年違反が発見されている。海外を含めた各地よりさまざまな医薬品や食品が市場に供給されている。これら製品による健康被害も報告されている。この分野の監視指導は医師、薬剤師、保健師、化学系技術職員等を持つ保健所が最適であろう。

防疫対策は伝染病予防法の時代より保健所の一大活動分野であり、この分野の知識および経験の豊富な職員も多い。防疫対策の方法を健康危機管理に応用し、健康危機管理を保健所の一大活動分野にしようと言う意見は多くの関係者から提言されている。その通りであると思う。

市町村から要望の多いのは市町村の事業への技術援助である。特に公衆衛生医師、薬剤師、化学系技術職員等は市町村に稀であり、この分野での技術援助の要請が多い。保健所技術職員の専門性を高めることにより、市町村からの依頼度も増し、より効果的な市町村事業の実施に繋がるだろう。

最後に、数年先に市町村合併が行われ豊富な技術職員を持つ市が誕生する時、保健所の存在意義が改めて問われるだろう。保健所も地域保健法の下で漫然と業務を続けていると心配である。若い職員によって、既存の枠に捕われない新しい活動が試行される事を期待している。

(受付 2002.11.1)  
(採用 2002.12.16)